

報告事項 3（周知・報告）

教育庁職員の懲戒処分について

教育長が専決した標記について、別紙のとおり報告する。

令和 3 年 4 月 20 日

<参考>

地方公務員法

（懲戒）

第 29 条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第 57 条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

教育庁職員の懲戒処分について

1 概要（年齢は処分日時点）

（1）セクシュアル・ハラスメント等事案【処分日：令和3年1月29日】

教育委員会 課長補佐級職員（事務）、53歳 『減給1月（10分の1）』

令和2年6月から8月にかけて、部下職員に対し、セクシュアル・ハラスメント等に該当する言動等を行った結果、部下職員は恐怖感等から、一時的に執務室に出勤できない状態となった。

〔管理監督責任〕

「厳重注意」 教育委員会 課長級職員（事務）、58歳

（2）パワー・ハラスメント等事案【処分日：令和3年2月26日】

教育委員会 主査級職員（事務）、40歳 『減給6月（10分の1）』

令和元年7月から令和2年6月にかけて、複数の職員に対し罵倒・侮辱する内容を含むメールを執拗に送信する等、パワー・ハラスメント並びに暴言と認められる言動を行った結果、複数の職員が心身の著しい不調を訴え、そのうち1名は約2ヶ月間の病気休暇を取得するに至った。

〔管理監督責任〕

「訓 戒」 都市整備部 課長級職員（事務）、56歳
環境農林水産部 課長補佐級職員（事務）、50歳

2 ハラスメント防止に向けたこれまでの取組み等

- これまで、教育長メッセージを発出するとともに、掲示用ポスターやポケットリーフレットの配付、研修を実施する等、全職員が一致協力して「ハラスメント0（ゼロ）」に取り組んできた。
- 本事案の発生を真摯に受け止め、先日、教育長から全所属長に対して注意喚起を行うとともに、教育庁ハラスメント研修（eラーニング）を、全職員を対象に実施した。
- 職員一人ひとりが、ハラスメントについて正しい理解のもとに十分な認識をもち、すべての職場がハラスメントのない快適な働きやすい場所となるよう、引き続き環境づくりに取り組んでいく。